

# 博物館法改正に向けた逐条点検の試み

大阪市立自然史博物館外來研究員・西宮市貝類館顧問 山西良平

大阪市立自然史博物館 佐久間大輔

大阪市博物館機構 高井健司

2019年11月、文化審議会のもとに博物館部会が設置され、「博物館の振興に関する事項について」の調査審議が続けられている。<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/hakubutsukan/index.html> 2021年5月参照)。当初、「博物館の制度と運営に関する幅広い課題」については、一定の期間をかけて整理・検討するという方向性が示されていたが、計8回の審議を経た2021年2月には「法制度の在り方に関するワーキンググループ」が部会のもとに設けられた。ICOM京都大会の開催によって日本の博物館界の空気が変わったことに加えて、このように法改正が現実味を帯びてきたことに触発され、日本博物館協会が2021年4月に「シンポジウムこれからの博物館制度を考える」を開催するなど、博物館関連団体・学会においても博物館制度あるいは博物館の在り方をテーマとした論議が盛んに交わされるようになっている。

ワーキンググループでの検討は、文化庁のイニシアティブによって集中的に進められている。当然のことながら、そのスタイルは重要な課題について検討・整理し、法あるいは関連制度の中に反映させる方向性を示すというもので、それぞれの課題についての論議と合意形成に力点が置かれている。すでに中間報告「登録制度を中心とした博物館法制度の今後の在り方について」(3月24日付)も公表されているが、最終的な検討結果は、その後、博物館部会での審議や関係方面へのヒアリングなどを経てプラッシュアップされるとともに、文化庁の裁量によって法制度の改正案として具体化していくことが想定される。

## 逐条点検の必要性

博物館法については2008年に期待された抜本改正にまで至らなかつたために、登録制度、学芸員制度をはじめとした懸案が数多く残った。またこれらに関わるステークホルダは多様であることから、論議が深まれば深まるほど論点が発散することは必然であり、完全な合意形成にはとてもなく長い時間が必要であると考えられる。

一方でこのような機会を逃さずに、解決が俟たれている懸案を限られた時間の中でできるだけ法改正に反映させるためには、現行法のどの条項に課題があり、どのような形で変更を加えれば解決に近づくことができるかといった視点からの検討、すなわち逐条的な点検作業が欠かせない。

## **逐条点検の試み**

このような状況を背景に、筆者らは博物館法の条文に対する逐条点検を試みた。ワーキンググループのスタイルとは逆方向からのアプローチによって、博物館法改正に必要な論点を浮き上がらせ、論議を補完することが狙いである。表1にその結果を紹介する。この表には現行の博物館法の条文を転記し、3名の執筆者による意見・コメントの記入欄（列）を設けて記入した。それぞれの記入内容は執筆者に固有のものであり、調整や合意の追求は行っていない。ただし、執筆過程において相互の見解は共有されている。また、些細な文言上の論議に陥る恐れがあることから、条文の代替案の書き込みについては避け、意見・コメントにとどめるようにした。

### **点検結果から**

各執筆者の考えは表1のとおりであるが、この作業を通じて浮かび上がってきた論点や、今後検討を要すると考えられる課題を紹介しておきたい。博物館制度の改善策の中には、法に盛り込むべきもの、政令や告示のレベルで具体化すべきもの、行動規範のように博物館関係者の間で共有しておくべきものなどさまざまな階層があり、そのような仕分けが必要である。また重要な課題であっても、直ちに法改正に反映できるものとそうでないものとの切り分けも考慮されなければならないであろう。

#### **法の目的（第1条）**

現行法では「設置及び運営に関する必要な事項を定め」ることだけが目的とされ、博物館の振興については触れられていない。また、文化芸術基本法が制定された今日、社会教育機関としてだけでなく文化施設としての位置付けも重要になっている。このようのことから、そもそも法の目的とするところについての見直し、検討が必要と考えられる。

#### **定義（第2条）**

ICOMにおける博物館の定義の見直しが決着していないからと言って、この条文を放置するわけにはいかない。前半についてはICOM大会での論議や、博物館の役割についての現行法に盛り込まれていないさまざまな要請を踏まえた練り直しが必要であり、後半については博物館登録制度の見直しを反映した記述が求められる。

#### **事業（第3条）**

抜本的な法改正を行う以上は、博物館の事業についても旧態のままで放置することはできない。然るべき検討の場を設け、現在の博物館の実態を踏まえた各号の再検討、追加、再編成が必要である。

#### **公立・私立の区分（第2条第2項、第3章、第4章）**

公立の博物館の運営形態が多様化し、国や独立行政法人が設置する博物館も法の対象に含めることが求められている中で、従来の「公立」、「私立」という二分法はもはや意味をななくなっている。法改正においてはこのような区分に基づく章建てそのものを見直す必要がある。

#### **学芸員制度（第4～第7条）**

博物館部会やワーキンググループにおいて論議が積み上げられているところであり、十分な時間をかけて関係者の合意を形づくる必要がある。

#### **運営状況に関する評価（第9条）**

2008年の法改正において新設された条であるが、全国的に実施状況が芳しくない現状を踏まえて、「設置及び運営上の望ましい基準」の関連条項も含めた点検、見直しが必要になっている。

#### **博物館登録制度（第2章：第10条～第16条）**

ワーキンググループにおいて主要な論点が整理され、中間報告に示されている。今後、法令の条文に落とし込んでいく段階で、逐条点検の指摘も参考にしていただきたい。また、審査のための専門組織の具体化、更新制度を設ける場合の運用方法、破綻法制の導入などについての論議は今後に残されている。

#### **公立博物館の設置と所管（第18条、第19条）**

博物館登録制度の見直しによって設置者や所管による制限を撤廃することになれば、これらの条項は必要なくなる。

#### **博物館協議会（第20条～第22条）**

廃止すべきという意見もある。市民参画の機会という意味づけは理解できるが、前項（第18条及び第19条）を鑑みると、そもそも、博物館協議会を公立博物館に限って規定することも見直すべきではないか。

#### **入館料等（第23条）**

第1章（総則）に移し、博物館の定義・理念と連動させた柔軟な表記に書き換えることが求められる。

#### **博物館への補助（第24条、第26条、第28条）**

公立・私立の区別なく「博物館の振興」の章を新設して一元化することが適当である。内容については今後の博物館部会での検討結果を待ちたい。

#### **博物館相当施設（第29条）**

博物館登録制度の見直しによって廃止されるべきである。

表1. 博物館法改正に向けた逐条点検（1）。

章	条	項	条文	意見・コメント		
				山西良平	佐久間大輔	高井健司
第1章 総則	第1条(この法律の目的)		この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の精神に基き、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。	博物館の振興についても記述すべきではないか？ 国及び地方公共団体の責務は？ 文化芸術基本法(特に第26条「美術館・博物館等の充実、支援を図ること」)に触れる必要はないか？	法の制定時の目的は、博物館の設置を的確なものとするためであつた。現在の目的は社会教育のために(社会教育法体系下では)博物館などのような学習の場とするべきか、文化財保護法のもとではどのような役割を担うのか、文化振興基本法のもとではどうなのか、そして環境や科学も文化行政・博物館法のことで重要なになっている今、どう法の体系として位置づけるのか、関係付となる文言が必要。 さらに、1条でなくていいが博物館の維持運営のための博物館の責務、設置者の責務、自治体の責務、国の責務を明示したほうが良いのではないか。現在の法は博物館自身のことが殆ど一部認定事務を行いう行政の方が少しあるだけ。それで地方分権になり博物館政策がなくなってしまった。	「もって」以下に、教育や学术文化に加え、「地域社会の発展」も入れてはどうか 「国民」・「地域」に加えて、「博物館」そのもの成長・発展を図ることも目的ではないか
	第2条(定義)		この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む、以下同じ)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする図書館・社会教育による公民館及び図書館法(昭和25年法律第百十号)によく、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定めるその他の法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものという。	博物館事業を複合的・網羅的に捉えようとしていることはわかるが、主に事業(資料の収集、保管、調査、研究、展示、教育普及)が離然と記載されている。ブランクアップが必要。 特に、資料の収集・保管・公開及び調査研究活動の成果を、展示、教育普及活動を通じて社会に還元するという関係性が重要。 次の内容を削いた項を追加: 国籍、人種、障害の有無、貧富、学年、ジンジャー平等に配慮され、あらゆる人々が快適に利用し交流できる公的かつ恒久的な施設であること。	目的・機能・法人要件は切り分けて整理が必要。第一条は法の目的であつて、博物館全体の目的(ミッション)を述べていない。機能で定義するのはいいが、やや時代がかかるので、綿羅できないのであれば例示にどこかにほんがいい。 そこからの法人要件の引き算が論理的に不整合、機能で博物館を定義するのであれば、それが実現しているのか、活動で規定するべき。 登録の認定要件、審査要件が重要な点。	博物館は、動物園・水族館・植物園など、生物を対象とした施設を含めるあって、博物館全体の目的(ミッション)を述べていない。機能で定義するのはいいが、やや時代がかかるので、綿羅できないのであれば例示にどこかにほんがいい。 上記は、次条の具体的な事業についても当てはまるため、工夫が求められる 登録要件との関係から、後段の設置主体の認定は削除すべきでは設置主体を絞る場合でも、國や地方の独立行政法人とPOは追加する必要がある。
	2		「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定めた法人の設置する博物館をいい。	「公立」、「私立」のカテゴリ区分は不要。この項を廃止。	指定管理者、PPP、独立行政法人さりに言えは非営利の法人がある今日、公立と私立の区別は不要。	上記は、次条の具体的な事業についても当てはまるため、工夫が求められる 博物館を、設置主体の違いで区分することに、今日的な有用性があるのか疑問
	3		この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録の電子的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。」をいう。	この項は不要	科学館において、天体の観測記録が重要な資料というより、観測が重要な現象も博物館の活動対象だし、それは演劇なども一緒。ものは二次的な存在という場合がある。デジタルな活動を考えても、博物館資料はもう少し検討が必要。	「博物館資料」は、次条の第1号で定義することで足るのではないか。
	第3条(博物館の事業)		博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。 一 実物、標本、模型、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。 二 分館を開設し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関する説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び発布すること。 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第百二十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は著作を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行つて教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を援助すること。 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。	カテゴリー別に整理しなし、記述を刷新する必要あり: 1) 資料の収集・保管・公開(一、六) 2) 資料の収集・保管・公開及びアーカイブの整備 3) 調査研究(四、五、八) 4) 資料に關わる調査及び学術研究 5) 資料の保存および展示等に関する技術的研究 6) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。 7) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究 8) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び発布すること。 9) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。 10) 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第百二十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は著作を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。 11) 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行つて教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を援助すること。 12) 他の博物館、博物館と同一の目的を有する施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。 13) 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。	事業定義が20世紀のままになっている。 1) 資料の収集・保管・公開(一、六) 2) 資料の収集・保管・公開及びアーカイブの整備 3) 調査研究(四、五、八) 4) 資料に關わる調査及び学術研究 5) 資料の保存および展示等に関する技術的研究 6) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。 7) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究 8) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び発布すること。 9) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。 10) 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第百二十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は著作を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。 11) 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行つて教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を援助すること。 12) 他の博物館、博物館と同一の目的を有する施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。 13) 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。	第1号の実物は、「実物(現象に関する資料を含む)」としないと、科学系博物館の「資料」がカバーできない 第2号の分類に関する規定は、博物館一般に必要な事業として定める必要が無いのではないか 第3号の「又は」以下の施設・設備の具体的例の列挙は、今日的表現ではなく、「大綱化・強力化」にもそぐわない 第6号の「案内書」以下の刊行物も、ネット社会を考えると、今日的表現もしくは、一般的表現に改める必要がある 第7号も前号に同じで、具体例は今日的表現もしくは、一般的表現に改める必要がある 第8号は文化財保護法で規定すべき内容なので、この法律では不要か 第9号は、平成20年の法改正で追加された条項だが、難解で意図が伝わらないので、具体的かつ平易な表現にするなど、改める必要がある 第10号には「施設等と密接に連絡し、協力し」との使い分けの意味がわからない その他、今日的な事業(役割)として、「種」や「生息地・繁殖地等の環境の保全」に言及する必要はないか 「実生活」は単に「生活」でよいのでは
	2		博物館は、その事業を行つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。	ICOMで提示された新しい機能 -Sustainableな社会づくりのための拠点 -Well-being -対話の場	書いてあるけど十分な条件付がない -資料を研究する、地域研究の拠点 -社会のアーカイブ機関としての役割 個人や地域が失った資料維持機能の受け皿	
	第4条(館長、学芸員その他の職員)		博物館に、館長を置く。 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的業務をつかさどる。 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。	[項目追加]館長が学芸員資格を保有しない場合は所定の館長研修を受講しなければならない。 記述はこれまで良いが、実態との乖離が深刻 基本的にこのままで良い。 「専門的」は次項で規定することで、本項では削除 専門職員は全部「学芸員」となっている。博物館はすでに様々なプロが必要になっている。その他のプロフェッショナルが配置できるよう。 「学芸員は、前条第1項に定める事業について、その専門的事項をつかさどる」はどうか 資格としては学芸員で統一でのではないか、短大卒、学部卒、修士卒、博士卒の学芸員がいるというだけでのいのではないか 不要	館長という呼称を使えるのは運営上の権限を持つている人だけにすべき 館長の資質や資格は問わなくてよいのか 実質的な権限はあるか?持てない場合にはどうするか 博物館の「任務」ではなく、「目的」ではないか 「専門的」は次項で規定することで、本項では削除 「学芸員は、前条第1項に定める事業について、その専門的事項をつかさどる」は誤り 「学芸員の職務を助ける」という意味での学芸員補は不要。	

表1. 博物館法改正に向けた逐条点検（2）.

第5条(学芸員の資格)	<p>次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学士の学位(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学士(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を含む。)を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目的単位を修得したもの</li> <li>二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目的単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの</li> <li>三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者</li> </ul>	要検討	<p>新人学芸員養成制度をいじり、重要なのは 大学院進学者に資格取得を促す仕組みづくり=&gt;法でなくとも良い 学芸員資格を取得後のアップデート(定期的な研修の充実) 質的な維持のためには教員免許型にしたほうが良い?</p>	<p>学芸員の資格については、別途、再考する必要がある 具体的な資格要件を「法」で定める必要があるか、要検討ではないか 次項の学芸員補の資格要件とともに、政省令で定めることが適当では 同上</p>
第6条(学芸員補の資格)	学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員となる資格を有する。	この規定を現在、実際に使っている実例はどの程度あるのだろうか。		
第7条(学芸員及び学芸員補の研修の研究)	文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上に必要な研修を行うよう努めるものとする。	「学芸員及び学芸員補」=>「館長、学芸員及びその他の職員」 「必要な研修を行う」=>「必要な研修及び研修に対する支援を行う」	前述の通り、アップデートのための研修は必要。現状、大阪府市ではこうした研修を実施していないと思われる。	第10条の「登録」事務を政令市に委ねながら、研修を都道府県の、しかも教育委員会に限ることは整合性を欠く
第8条(設置及び運営上望ましい基準)	文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。	望ましい基準を達成させためのインセンティブは何か? 望ましい基準とともに5年毎に振興計画を策定してはどうか。国は策定せず算査、自治体は実施、設置者は現場はそれらに応じることを推奨。		本条に第2項を設け、望ましい基準の策定に当たっては、地域住民や利用者、博物館関係者の意見を聽く規定を追加する
第9条(運営の状況に関する評価等)	博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	望ましい基準の第4条(運営の状況に関する点検及び評価等)をここに格上げする。	インセンティブの対象としての評価だと考える。インセンティブや改善がないところに「評価疲効」は生まれる。	本条第1項で、博物館の健全な運営を図ることを目的に、評価の前提となる「基本的運営方針」や(年度に限らず、中長期を含めた)「事業計画」の策定を規定する
第9条の2(運営の状況に関する情報の提供)	博物館は、当該博物館の事業に関する地元住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者のとの連携及び協力を推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。	廃止	法で評価はやることにはなっているが、二項に相当する活動はほとんど聞いたことがない。大阪市立自然史博物館は毎年4月末に「活動報告会」を実施。	本条第2項で、方針や計画の達成状況を測るために「評価」を行う規定を定める
第2章 登録	第10条(登録)	博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市に地方自治法(昭和二十九年法律第六十号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。)以下この条及び第二十九条において同じ)の区域内に所在する場合には、当該指定都市の教育委員会、登録を受ける。(以下同じ。)に属する博物館登録簿に登録を受けなければならない。	設置者や所管にかかわらず、登録に関する責任の所在は都道府県教育委員会としておくことが、社会教育法との結節点として重要。	しかし教育委員会の必置義務は撤廃してしまった。設置者を問わず、教育委員会と博物館が地域の教育ニーズについて議論するチャンネルは必要だろ。
		前項の規定による登録を受けるとする場合の登録申請書について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。 一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所 二 名称 三 所在地	申請書の様式は別に定めないで良いのでは? ・私立博物館にあっては「削除	登録に関しては、「審査」(=第三者機関)と、原簿への「登録」(=行政)を分離すべきではないか
第11条(登録の申請)	<p>前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書類及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の提出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書類</li> <li>二 私立博物館にあつては、当該法の定款の写し、又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書類及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書類</li> </ul>	法で定めておく必要があるか	<p>サンブルで良いのではないか? 全数提出されても検証のしようがない。</p>	<p>「公立・私立」の別は廃止して、第2項の各号は一本化すべき 本項の申請書類の種類は政省令で定めることで良いのではないか</p>
第12条(登録要件の審査)	<p>都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているからと審査し、備えていると認めたときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第二条第一項に規定する目的を達成するに必要な博物館資料があること。</li> <li>二 第二条第一項に規定する目的を達成するに必要な学芸員その他の職員を有すること。</li> <li>三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。</li> <li>四 一年を通して五百十日以上開館すること。</li> </ul>	<p>「左に掲げる」を「別に文部科学省令で定める」に変更 ～四号を削除</p> <p>第2項を追加: 都道府県の教育委員会は文部科学省が指定する博物館評価機関に、登録審査に関する業務の一部を行わせることができる。 ※専門的な評価機関を想定</p>	<p>極めて形式的内容。一度登録すれば再審査なし、でいいのか? 手順は11条のところに記述</p> <p>現在の「審査」を各地の教育委員会に委ねることには、共通の基準を同一視点で維持する観点からも無理があり、地教行法の継続もなくなつたので、改めるべき</p> <p>「審査」は別機関で行い、原簿への「登録」は行政が行う。</p> <p>具体的な登録や審査の要件は政省令で定めることと、その際に開館日数を定量的に定めること、「大綱化・強化」の方向に逆行するため再考する</p>	<p>「審査」と「登録」を分けた場合には、重要事項の変更是「再審査」となる規定を整備する必要がある</p>
第13条(登録事項等の変更)	<p>博物館の登録者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、第1条第1項各号に掲げる事項に変更があつたことを知ったときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。</p>	<p>第14条(登録の更新)</p>	<p>第14条(登録の更新)を追加: 登録を受けた博物館は、登録後10年を超えない期間において、都道府県教育委員会に登録の継続を申請し、審査を通過することによって更新することができるようにする。</p>	<p>破綻法則を定めておく必要がある。特に資料や情報の継承義務を書くべき。</p>
第14条(登録の取消)	<p>都道府県の教育委員会は、博物館が第12条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から2年間はこの限りでない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。</p>	<p>登録後10年以上を経過しながら更新の申請が無い場合も含める。</p>	<p>12条でいいのか? 博物館倫理委員会などの勧告もできたほうがいいんじゃないいか。</p> <p>「天災その他やむを得ない事由」は、想定外のこと(ex:東日本大震災)も考慮する必要がある中で、「2年間」と定量的に定めることは疑問</p>	<p>同上</p>

表1. 博物館法改正に向けた逐条点検（3）.

第15条（博物館の廃止）	博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。		博物館の破綻はこれからたくさん出てくる。「資料の保全」義務は設置者と管轄の教育委員会にあるのではないか？博物館の破綻法制、資料保全規定が必要（職員の雇用も？）	廃止したとき」とあるが、廃止は設置者の「一存で決定」できる仕組みで良いのか
	2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。			やむなく廃止する場合に、資料の扱い（行く末）について言及する必要はないのか
第16条（規則への委任）	この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に關し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。	不要。登録審査は全国一律、公平でなければならない。登録制度に地方分権は訓染まない。		都道府県ごとに異なる基準ができる恐れがあるため、登録「審査」は一元的に行うべき
第17条	削除			
第3章 公立博物館	第18条（設置） 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。	不要	この章は自治体の博物館行政上の義務にしたらどうか、館内の博物館を地方の教育行政（社会教育・生涯学習・学校教育）の中で位置づけること、文化財保全活用計画にしっかり位置づけること、文化観光の中での役割を定めること、それと合わせて必要な支援や機能強化を行うこと。	公的施設や指定管理の觀点から、地方自治法に則った規定だろうが、重複して（あえて）記述する必要があるのだろうか
	第19条（所管） 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十九年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長、第二十一条において同じ。）の所管に属する。	廃止 登録申請資格に対する設置者や所管による制限は撤廃する	多くの博物館が教育委員会所管でない状況を（）の中で無理矢理に合併させた。結果何を言ってるのかよくわからない文句。	地政行法の改正で、教育委員会所管の根拠（必然性）は失われたので、この際、改定してはどうか
	第20条（博物館協議会） 2 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。 博物館協議会は、博物館の運営に關し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機会とする。	次の理由により博物館協議会の制度は廃止すべきである ・設置者にとって博物館協議会のための負担が大きく、その割に運営の改善に対する寄与が少ない実態があること ・第9条（運営の状況に関する評価）による運営の改善に注力することが重要	妙に大きさ、アメリカ式の学校協議会に準ずる「民主的な運営のため」の組織とされるが、その目的が明確でないため、運用も形式化している。むしろ、博物館が、地域や関連機関などと対話の仕組みを持つべきだという規定でいいのでは。	
	第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。			
	第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならぬこと。 この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。			
	第23条（入館料等） 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。 但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。	公立・私立の区別なく博物館は非営利の公共的施設であることを明示した上で、入館者による費用負担は必要最小限に留めるとともに、あらゆる人々の利用機会を担保しなければならないことを示すべきである。 本条は第1章（総則）に移す。	なんのために徵収してはならないのか、目的が明確でない。このため、空文化している。 社会教育法の建構に則り、社会包摂のため図書館同様無料である必要がある、という解釈も当然ある。法の目的を達成していない。よどやく人に実現してもらおうめ、価格を下げる方が費用対効果が良い、という場合もある。原則を書いて、目的を達成するための努力を要請したら良いのでは。	公立館であるが故に「原則無料」には、もはや無理がある
	第24条（博物館の補助） 2 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。	第3章として「博物館の振興」に関する章を新設すべきである。	運営経費の補助でなく施設、設備に要する経費」となってしまっている。 公立館への補助対象である「博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部」と、私立博物館への「必要な物資の確保」の相違は、解消すべきではないか	
	第25条 削除			
第26条（補助金の交付中止及び補助金の返還） 2 國は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取扱いが虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還されなければならない。 一 当該博物館について、第十四条の規定によって登録の取消があつたとき。 二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。 三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。 四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。	同上			こうした規定は、24条第2項に「政令で定める」ではないのか一般的な補助金の要項で規定されていること（再掲不要）ではないのか
第4章 私立博物館	第27条（都道府県の教育委員会との関係） 2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に對し必要な報告を求めることができる。 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に關して、専門的、技術的指導又は助言を与えることができる。	実態がないのではないか？	援助と相対する責務はなしにか？私立ではあっても公共的機関であることと積極的に認める手法としての登録制度が必要。	「公私」の別を無くせば、こうした規定も一括り、本条は削除できるのではないか
	第28条（国及び地方公共団体との関係） 2 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。	第3章として「博物館の振興」に関する章を新設すべきである。		
第5章 雜則	第29条（博物館に相当する施設） 博物館の事業に類する事業を行う施設で、國又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合には、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。	削除。相当施設はの制度は廃止し登録制度に一元化	登録博物館のハードルをきちんと調整することで、相当施設と一体化した登録博物館として運用したほうがよっぽどスッキリする	「相当施設」という分類は廃止し、「登録」に一本化すべき
追加すべき内容		登録博物館としての名称独占（要検討）	博物館法に書かれていないこと ・「国立」の博物館施設との関係、大学博物館との関係、研究機関との関係 ・学術的拠点形成に課題 ・博物館同士の連携 ・防災上の課題、地域連携の課題 ・質の維持に関すること ・評価だけでなく、登録や学芸員、職員の質向上にむけて	（追加というよりも、全体を通じて）博物館の設置目的（使命）は、もはや社会教育施設というだけではなく、親しみあわせ地域づくりへの貢献など、多様になってきている。こうした実態を、定義をはじめとした関連条項の記載にあたって配慮する必要がある 法律制定時の、時代の產物とも言える表現・単語はこの際、修正しておく必要があるのではないか 改めて、法律・政省令・重要な基準で扱うべき事項が何か、基本を確認しておく必要があるのではないか